



私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級のネットワーク会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(www.pwc.com)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団です。

このJapan Tax Updateは、2007年度の税制改正の概要をお知らせする目的で、2007年3月30日付で公布された改正税法およびその施行令、省令に基づいて作成しています。

このニュースレターは、改正の概略的な内容を説明する目的で作成しています。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、このJapan Tax Updateに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

## 2007年度税制改正概要

2007年度の改正税法が4月1日に施行されました。以下、主な改正項目をご紹介します。

### 1. 法人税関連

- (1) 減価償却制度
- (2) 役員給与
- (3) 新会計基準の適用に伴う改正項目

### 2. 中小企業・ベンチャー支援

- (1) エンジェル税制
- (2) 特定同族会社の留保金課税
- (3) 中小企業等基盤強化税制
- (4) 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

### 3. 会社法における合併等対価の柔軟化に伴う税制措置

- (1) 組織再編における対価の柔軟化と適格要件
- (2) 国際的な租税回避取引の防止規定

### 4. 国際課税

- (1) タックスヘイブン対策税制
- (2) 相互協議の合意に伴う更正の請求

### 5. 移転価格税制

相互協議にかかわる納税の猶予および延滞税の免除

### 6. 信託法改正に伴う税制整備

### 7. 投資事業組合

### 8. 金融・証券税制

- (1) 上場株式等の配当等にかかわる軽減税率の特例
- (2) 上場株式等にかかわる譲渡所得等の軽減税率の特例
- (3) みなし配当課税の特例
- (4) 短期投資法人債にかかわる償還差益に対する発行時源泉徴収免除
- (5) 生命保険料控除

### 9. その他の政策税制

- (1) 電子政府推進税制の創設
- (2) 再チャレンジ支援寄附金税制

- (3) 不動産譲渡契約書等にかかる印紙税の特例措置
- (4) 株式分割等にかかわる株券等に対する印紙税の非課税措置
- (5) 寄附金控除

## 10. 所得税（租税条約関連）

### < 凡例 >

本文中引用する法令等については、以下の略を使用しています。

法法	法人税法
法令	法人税法施行令
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
措法	租税特別措置
措令	租税特別措置法施行令
地法	地方税法
実施特例法	租税条約の実施特例法

### < 使用例 >

法法 59 三 法人税法第59条第1項第3号

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3-2-5  
霞が関ビル15階  
代表電話：03-5251-2400  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 1. 法人税関連

### (1) 減価償却制度

#### 1) 減価償却可能限度額および残存価額の制度の廃止

減価償却資産にかかわる減価償却累計額につき取得価額の 95%を上限とする償却可能限度額制度および残存価額を取得価額の 10%とする制度が廃止となり、取得時期に応じて以下の通り取扱われることとなります。

- a) 2007年4月1日以後に取得をする減価償却資産(4月1日前に取得し、4月1日以後に事業に供した減価償却資産も含む)については耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却が可能です。この場合、定率法の償却率は定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した率とされ、定率法により計算した償却限度額が償却保証額を下回るようになったときには償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとなります。償却保証額は減価償却資産の取得価額に保証率を乗じて算定される金額とされています。(法令48の2、61、令附則11)
- b) 2007年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却が可能です。(法令48、61)

#### 2) 耐用年数の短縮

次の設備について、法定耐用年数が短縮されます。(耐用年数省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」)。改正後の耐用年数は既に事業供用されている資産についても、平成19年4月1日以後開始の事業年度から適用されます(耐用年数省令附則4)。

- a) フラットパネルディスプレイ製造設備:5年(改正前10年)
- b) フラットパネル用フィルム材料製造設備:5年(改正前10年)
- c) 半導体用フォトレジスト製造設備:5年(改正前8年)

### (2) 役員給与

#### 1) 定期同額給与

改正前旧法では、定期同額給与の給与額が改訂された場合に損金算入が認められるのは当該改訂が、(i)会計期間開始の日から3か月以内に行われる場合、(ii)経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由による減額改訂の場合に限定されていました。改正により、職制上の地位の変更等により改訂がされた定期給与についても定期同額給与として取り扱うことが追加されます(法法34)。

#### 2) 改正前旧法では事前確定届出給与の届出期限は、給与にかかわる職務の執行を開始する日と会計期間開始の日から3か月を経過する日とのいずれか早い日とされていました。改正により、当該期限が1か月延長され、役員給与にかかわる定めに関する決議をする株主総会等の日から1か月を経過する日と会計期間開始の日から4か月を経過する日とのいずれか早い日とされます(法令69)。

#### 3) 改正により、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について事前確定届出給与の届出を不要とすることとされます(法法34)。

上記の改正は、いずれも2007年4月1日以後開始事業年度について適用されます(法附則32、令附則16)。

### (3) 新会計基準の適用に伴う改正項目

#### 1) 所有権移転外リース取引

企業会計基準委員会は2002年8月からリース会計基準の見直し(所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理廃止)について審議を行い、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)が2007年3月30日付けで公表され、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。従前のリース会計基準では所有権移転外リース取引について、賃貸借取引に準じた会計処理を認めていましたが、当該基準では所有権移転外リース取引も所有権移転リース取引と同様に売買取引に準じた会計処理を行うこととなります。

改正前の法人税法では、中途解約の禁止等の一定の要件を満たす取引を税務上のリース取引と定義し、そのうち名目的な対価での所有権の移転条項付リース、割安購入選択権条項付リース、リース資産が賃借人の特別仕様であるリース、等は売買として扱うことが定められています。これらの取引ではリース期間中、賃借人が実質的に当該リース資産の所有権を有しているのと同様に取り扱われます。そしてリースを前提とした資産の売買(いわゆるセールアンドリースバック)のうち実質的に金融取引と認められるものは当該売買はなかったものとし、金銭の貸付として扱われていました。

改正により、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの(「所有権移転外ファイナンス・リース取引」)について、次の取扱いがなされることとなります。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす(法法64の2)。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法とし、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う(法令48の2 六、法令131の2)。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」という。)のうち、受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の100分の20相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする(法法63)。
- (4) 2008年4月1日前に締結したリース契約にかかわる所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、賃貸人においてリース資産を償却する際に、税務署への届出を要件に同日以後に終了する事業年度から、リース期間定額法を採用することもできます(法令49の2)。

上記(1)から(3)までの改正は、2008年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用されます(法附則43、44、令附則16)。

#### 2) 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価について低価法を強制適用とする「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が2008年4月1日以後開始事業年度より適用されます(早期適用も認められています)。当該基準によれば棚卸資産の評価は、通常の販売目的で保有する棚卸資産については期末における正味売却価額(売価より見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除した額)、トレーディング目的で保有される棚卸資産については期末における市場価格で行うこととされています。

改正前旧法の法人税法では棚卸資産の評価に低価法を適用する場合には再調達原価により評価すべきこととされていましたが、原価が上昇しているような場合には再調達原価が正味売却価額を上回り、税務上と会計上の帳簿価額に乖離が生じます。上記会計基準の適用に伴い、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価額を低価法による場合には事業年度末における価額(正味売却価額等)とし(法令28、)、トレーディング目的の棚卸資産の場合には、原価法ではなく時価により評価することとされました(法法61、)。

上記改正は、2007年4月1日以後開始事業年度について適用されます(法附則)。

## 2. 中小企業・ベンチャー支援

### (1) エンジェル税制

一定の特定中小会社が発行する特定株式については、改正前旧法の所得税法上 1)から 3)の特例措置が設けられていました。

- 1) 株式の取得に要した金額の控除等(旧措法 37 の 13 関係)
- 2) 株式にかかわる譲渡損失の3年間の繰越控除等(旧措法 37 の 13 の 2 関係)
- 3) 株式にかかわる譲渡所得等の2分の1課税の特例(旧措法 37 の 13 の 3 関係)

これらの特例措置について、以下の改正が行われました。

- a) 制度の対象となる特定中小会社の要件の緩和(措規 18 の 15 ~ 15 の 3)
  - 設立後1年未満の特定新規中小企業者について、開発者数要件を満たす場合には、研究者数要件を満たさなくても対象となりました。
  - 設立後1年以上2年未満の特定新規中小企業者について、開発者数要件を満たす場合には、試験研究費等要件を満たさなくても対象となりました。
  - 設立後2年以上5年未満の特定新規中小企業者について、売上高成長率要件を満たす場合には、試験研究費要件を満たさなくても対象となりました。
  - 特定地域再生事業会社の従業員数要件を20人以上から10人以上に緩和されました。
- b) 特定新規中小事業者の確認の合理化(措規 18 の 15 ~ 15 の 3)
  - 投資の都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法が追加されました。

上記改正は2007年4月1日以後開始事業年度について適用されます(措規則附則 1)

- c) 株式にかかる譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限の2年延長
  - 譲渡所得等の2分の1課税の特例が2009年3月31日まで2年間延長されます(措法 37 の 13 の 3)。

### (2) 特定同族会社の留保金課税

資本金または出資金の額が1億円以下である会社については、留保金課税制度の適用対象外となりました(法法 67、81 の 13)。

この改正は、2007年4月1日以後開始事業年度について適用されます(法附則 32)。

### (3) 中小企業等基盤強化税制

中小企業等基盤強化税制(特別償却又は特別税額控除)について、適用期限を2009年3月31日ま

で2年延長する中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って同法に規定する地域産業資源活用事業を行う中小企業者でその地域産業資源活用事業につき一定の基準に適合することの確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置が対象に加えられました(措法10の4、42の7、68の12)。

#### (4) 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される次のものについて、その評価方法が明確化されました(2007年2月26日付課審6-1ほか共同「相続等により取得した種類株式の評価について」)。この改正は、2007年1月1日以後に同族株主が相続等で取得した場合に適用されません。

##### 1) 配当優先の無議決権株式

###### 配当優先株式:

類似業種比準方式で評価する場合には、「1株当たりの配当金額」は株式の種類ごとに計算して評価します。純資産価額方式で評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、純資産価額の定めにより評価します。

###### 無議決権株式:

原則として普通株式と同様に評価しますが、相続時の納税者の選択により、議決権がない点を考慮して、無議決権株式について普通株式評価額から5%を評価減することができます。なお、無議決権株式について減額された5%については、議決権株式に上乘せられますので、相続人全体の相続税評価総額は変わりません  
適用に当たっては、申告期限までに遺産分割協議が確定していること、届出書の提出や算定根拠資料の添付などの条件が必要です。

##### 2) 社債類似株式

一定の条件を満たす社債類似株式については、社債に準じて発行価額により評価しますが、既経過利息に相当する配当金の加算は行いません。  
また、当該会社の社債類似株式以外の株式の評価に当たっては、社債類似株式を社債であるものとして計算します。

##### 3) 拒否権付株式

普通株式と同様に評価します。

### 3. 会社法における合併等対価の柔軟化に伴う税制措置

#### (1) 組織再編における対価の柔軟化と適格要件

合併、分割または株式交換の対価柔軟化を定めた会社法の規定が2007年5月1日より施行されました。これに伴い、適格合併等の要件のうち合併等の対価について、合併法人等の親法人(合併等の直前に合併法人等の発行済株式の全部を直接に保有し、かつ、当該合併等後にその発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人)の株式が加えられることとなります(法法2十二の八、法令4の2)。

被合併法人等の旧株主について、上記合併法人等の親法人株式のみが交付される場合には譲渡損益の繰延が認められることとなります。ただし、合併等により株主に外国親会社の株式が交付された場合、非居住者または外国法人株主(以下「非居住者等株主」といいます)については、たとえ当該合併等が適格合併の場合であっても課税の繰延は適用されません。従って国内法または租税条約の定めに基づきわが国で免税とされる場合(事業譲渡類似に該当する場合や不動産化体株式の譲渡の場合等)を除き、その合併等の時に旧株の譲渡益に対して課税されます(法法61の2、法令119の7の2、法令188)。

上記取扱いは、非居住者等株主が、国内において行う事業にかかわる資産として、国内に有する恒久的施設において旧株を管理する場合には適用されません。この場合、非居住者等株主がその交付を受けた外国親会社の株式を国内において行う事業にかかわる資産として国内の恒久的施設において管理しなくなったときは、その時に外国親会社の株式を譲渡したものと取り扱われます(法令188)。

合併法人等が交付する親会社株式についてはその帳簿価額により譲渡したものと、再編対価(親会社株式)の交付から有価証券譲渡損益が生じない扱いとなっていますが、合併等契約日において親会社株式を保有していた場合には合併契約日等において親会社株式の含み損益を認識することとされています(法第61条の2第22項、法令119条の11の2)。

又、合併、分割、株式交換・移転、現物出資が行われる場合の適格要件のひとつである事業関連性要件について見直しが行われ、広告宣伝・市場調査等の一定の行為も「事業」として認め、再編当事法人の事業の同種性、経営資源の活用の有無等により事業関連性を判定することとされました(法規則3)。

上記の改正は、いずれも2007年5月1日以後に行われる合併等について適用されます(法附則33、36、38～41、47)。

## (2) 国際的な租税回避取引の防止規定

上記の組織再編が国際的に行われる場合、租税回避への対応として以下の措置が設けられることとなりました。

- 1) 企業グループ内の法人間で行われる合併等のうち、軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とし、国内の合併法人等にも事業の実体が認められないものは、適格合併等に該当しないこととされます(措法68条の2の3)。
- 2) 適格合併等に該当しない合併等が行われる場合、交付される対価が軽課税国に所在する実体のない親会社の株式であるときは、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税されます(措法68条の3)。

上記1)および2)の改正は、2007年10月1日以後に行われる合併等について適用されます(法附則109、110)。

- 3) 内国法人が保有する外国子会社(外国子会社合算税制の適用対象となるものに限り)の株式を軽課税国に所在する実体のない外国会社(その内国法人の持分の80%以上を保有するものに限り)またはその外国会社にかかわる外国子会社に現物出資する場合には、その現物出資は適格現物出資に該当しないこととされます(措法68条の2の3)。

上記3)の改正は、2007年10月1日以後に行われる現物出資について適用されます(法附則38～41)。

- 4) 内国法人の株主が、組織再編成等により、軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人の持分の80%以上を保有することとなった場合には、その外国法人に留保した所得を、その持分割合に応じて、その外国法人の株主である居住者および内国法人の所得に合算して課税されます。対象となる内国法人は、組織再編成等の前に少数の株主グループによってその持分の80%以上を保有されていたものに限られ、また、内国法人の株主が、組織再編成等により、その内国法人の資産・負債のほとんどすべてを取得した他の内国法人を支配することとなった場合も

同様とします(措法 66 の 9 の 6～9)。

上記 4)の改正は、2007 年 10 月 1 日以後に株主が外国法人を通じて内国法人を支配することとなる場合について適用されます(法附則 101)。

#### 4. 国際課税

##### (1) タックスヘイブン対策税制

###### 1) 合算課税対象法人

タックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となるのは、外国関係会社のうち特定外国子会社等に該当する法人と定められており、この外国関係会社とは、その発行済株式等の 50%超を日本の居住者および内国法人が直接および間接に保有している外国法人、および内国法人等にかかわる外国において設定される一定の信託(特定信託に類するもの)とされます。

また、適用対象となる内国法人とは、直接および間接に外国関係会社等の発行済株式等の 5%以上を保有する内国法人、または、直接および間接に外国関係会社等の発行済株式等の 5%以上を保有する同族株主グループに属する内国法人とされます。

改正前旧法では、上記合算課税の対象となる海外子会社等の判定について、無議決権株式あるいは請求権のない株式が発行されている場合についての取扱が定められていましたが、議決権(剰余金の配当等に関するものに限ります。以下同じ。)の異なる株式または請求権の異なる株式を発行している場合については、特段の規定はなく、普通株式と同様に株式保有割合により判定がなされることとされておりました。改正により、上記海外子会社等及び合算税制の適用を受ける内国法人等の判定において、議決権または請求権の異なる株式の数の割合、議決権の数の割合または請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれが多い割合で判定を行うこととされました(措法 66 の 6 一)。

###### 2) 適用除外

特定外国子会社等が独立企業としての実体を備え、かつ、その本店または主たる事務所の所在する国において事業活動を行うことについて十分な経済的合理性がある等の基準(事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準または所在地国基準)のすべてを満たす場合には合算課税を行わないとする適用除外規定があります。

改正により上記の適用除外は、適用除外を受けるために必要な書類等の保存がない限り認められないこととされます(措法 66 の 6 )。

上記の改正は、特定子会社等の 2007 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額等に適用されます(法附則 81 )。

##### (2) 相互協議の合意に伴う更正の請求

租税条約の相手国との相互協議の合意の結果、移転価格の事案以外の項目でも税額の調整が必要となる場合があります。改正により、移転価格事案以外の事案にかかわるものについても、合意の影響がある翌年以後の事業年度についても、更正の請求によることとされます(実特法 7 、 )。

上記の改正は、2007 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得にかかわる更正の請求について適用されます(法附則 56 、 )。

## 5. 移転価格税制

移転価格課税に伴い相互協議を申立てた場合、申請により法人税および加算税の納税は相互協議が終了する(合意に基づく更正または合意がなされなかった旨の通知の翌日から 1 か月)まで猶予されます。申請にあたり猶予金額に相当する担保の提供が必要となります。また、当該猶予期間にかかわる延滞税は免除されます(措法 66 の 4 の 2、措法 68 の 88 の 2)。

上記の改正は、2007 年 4 月 1 日以後以後に行われる申請について適用されます(法附則 98、121)。

## 6. 信託法改正に伴う税制整備

(1) 信託法の改正による新たな類型の信託( 1)受益証券発行信託、2)受益者等の存在しない信託、3)受益者連続型信託等)にかかわる税制整備がなされました。

### 1) 受益証券発行信託

- a) 一定の受益証券発行信託(特定受益証券発行信託)の信託財産に帰せられる収入および支出については、受託者段階で課税せず、収益を受領した時に受益者に所得税または法人税が課されます。(法法 12 但書、所法 13 但書)

特定受益証券発行信託とは受益証券発行信託のうち、次の要件を満たすものをいっています(法法 2 二十九八、所法 2 十五の五)。

- ・受託者が税務署長の承認を受けた法人であること
- ・信託の未分配利益が信託元本総額の 2.5%以下であること(法令 14 の 4 、 )
- ・その計算期間が 1 年を超えないこと 等

- b) 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税が課されます(法法 2 二十九の二イ、4 の 6)。
- c) 個人受益者が受ける収益の分配は配当所得として、その受益証券の譲渡による所得は株式等にかかわる譲渡所得等として、所得税が課されます(所法 24 、措法 37 の 10)。
- d) 受益証券発行信託の受益証券が印紙税の課税対象に加えられました(印法別表 1 四)。

### 2) 受益者等の存在しない信託

受益者等の存在しない信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区分して法人税が課されます(法法 2 二十九の二ロ、4 の 6)。また、受益者等の存在しない信託を設定した場合には、委託者においてはみなし譲渡課税または寄附金課税を、受託者においてはその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税が行われます(所法 2 八の三、6 の 3 七、法法 2 二十九の二ロ、4 の 6 等)。

### 3) 受益者連続型信託等

受益者連続型信託等については、設定時およびそれ以後において受益者等に対して、委託者またはその直前の受益者から受益権を遺贈等により取得したものとみなして相続税等が課されます(相法 9 の 2)。

(2) 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置が講じられました。法人が委託者となる信託のうち、以下の要件のいずれかに該当する信託については受託者に法人税が課されます(法法 2 二十九の二八)。

- 1) 「事業の全部または重要な一部」について信託を設定し、かつ、その受益権の過半を当該法人の株主が取得することが見込まれている場合
- 2) 自己信託等で、その信託期間が 20 年を超える(信託財産に属する主たる資産の耐用年数が 20 年を超える減価償却資産とされている場合等を除きます)場合
- 3) 受益権を子会社等の特殊関係者が保有する自己信託等で損益の分配割合が変更可能である場合

(3) 信託受益者における信託損失の取り込みについて一定の規制が設けられました(措法 41 の 4 の 2、67 の 12、68 の 105 の 2)。

(4) 投資信託等の但書信託の併合、分割について新信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、旧信託の受益権の譲渡損益の計上が繰り延べられます(法法 61 の 2、所令 112、113)。

(5) 受託者課税される信託について、国内の営業所に信託されたものは内国法人と、国外の営業所に信託されたものは外国法人と同様の課税を行うこととされています(法法 4 の 7 一、二、所法 6 の 3 一、二)。

(6) 合同運用信託の範囲(法法 2 二十六、所法 2 十一)や信託財産を有するものとされる受益者、委託者その他の者の範囲(法法 12、所法 13)について整備が行われました。

上記の改正は、原則として信託法施行日以後に効力が生ずる信託について適用されます(法附則 34)。

## 7. 投資事業組合

投資事業組合が分配する損益に関する資料情報および源泉徴収制度について、次のように整備されました。

- (1) 投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益または損失の額については現行の「有限責任事業組合にかかわる組合員所得に関する計算書」と同様に、計算書の提出が必要となります。(所法 227 の 2)
- (2) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、名義人受領の株式等の譲渡の対価に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年 1 月 31 日までに、税務署長に提出しなければならないこととなります(所法 228)。
- (3) 支払調書および源泉徴収制度の対象となる匿名組合契約等にかかわる組合員の人数要件を撤廃し、すべての匿名組合契約等に基づく居住者または内国法人に対する利益の分配が支払調書および源泉徴収制度の対象となります(所法 174 条 九、225 三、所令 288、旧所令 298)。
- (4) 上記の改正は、2008 年 1 月 1 日以後に提出する上記の計算書等および同日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用されます(法附則 26,29,30)。

## 8. 金融・証券税制

- (1) 上場株式等の配当等にかかわる軽減税率の特例

上場株式等の配当等にかかわる軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例が、2009 年 3 月 31 日まで 1 年延長されました。(措法 9 の 3 )

(2) 上場株式等にかかわる譲渡所得等の軽減税率の特例

上場株式等にかかわる譲渡所得等の軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例が、2008 年 12 月 31 日まで 1 年延長されました。(措法 37 の 11 、 37 の 11 の 4 )

(3) みなし配当課税の特例

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限が、2009 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。(措法 9 の 6 )

(4) 短期投資法人債にかかわる償還差益に対する発行時源泉徴収免除

償還差益に対する発行時源泉徴収免除の対象となる短期公社債の範囲に、投資法人が発行する短期投資法人債が加えられました。(措法 41 の 12 十一)

(5) 生命保険料控除

生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合および特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済にかかわる契約が加えられました(所令 210 四)。

## 9. その他の政策税制

(1) 電子政府推進税制の創設

1) 電子申告にかかわる所得税額の特別控除

個人が電子申告により 2007 年分または 2008 年分の所得税の申告を行った場合、一定の要件の下で 5,000 円の税額控除を適用できるようになります。なお、2007 年分にこの税額控除の適用を受けた場合は、2008 年分には適用を受けることができません(措法 41 の 19 の 3)

この改正は、2008 年 1 月 4 日以後に 2007 年分について電子申告を行う場合に適用されます。出国のため、同日以前に電子申告を行った者は 1 年以内に更正の請求をすることにより還付を受けることができます(法附則 86)。

2) オンライン登記申請にかかわる登録免許税の税額控除

次の登記を受けようとする者が、2008 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日までにオンライン登記申請を行った場合には、一定の要件の下で登録免許税について 100 分の 10(上限 5,000 円)に相当する額の税額控除が受けられます(措法 84 の 5)。

- a) 不動産登記のうち、所有権の保存登記・移転登記、抵当権の設定登記
- b) 株式会社等の設立登記

(2) 再チャレンジ支援寄附金税制

法人、個人、相続等により財産を取得した者が、一定の小会社雇用機会確保を目的とした事業または一定の次世代育成支援対策を行う公益法人に対して寄附金を支出した場合には、特例が適用されません。

- 1) 法人の場合(措法 66 の 12、68 の 96 の 2)

- 一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で特定公益増進法人等に対する寄附金と合わせて損金算入ができます。
- 2) 個人の場合(措法 41 の 18 の 2)
  - 所得税法の指定寄附金とみなして、寄附金控除の適用が認められます。
- 3) 相続等により財産を取得した者の場合(措法 70)
  - 租税回避と認められるような場合を除き、当該寄附金については相続税の課税価格の計算に算入されません。

### (3) 不動産譲渡契約書等にかかる印紙税の特例措置

1997 年度税制改正において、不動産の譲渡に関する契約書および建設工事の請負に関する契約書にかかる印紙税の税率を軽減する措置が導入されてより、数次の適用期限の延長が行われてきましたが、2007 年度税制改正においても軽減措置の適用期限が平成 21 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました(措法 91)。

### (4) 株式分割等にかかわる株券等に対する印紙税の非課税措置

1993 年度税制改正において、一定の株式分割等によって作成される株券に対する印紙税を非課税とする特例措置が導入されてより、数次の範囲拡大および適用期限の延長が行われてきましたが、2007 年度税制改正においても非課税措置の適用期限が 2009 年 3 月 31 日までの間に行われる分割にかかるものと 2 年延長されました(措法 91 の 4)。

### (5) 寄附金控除

所得税の寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の 40% (改正前 30%) に引き上げられます(所法 78 一)。

## 10. 所得税 (租税条約関連)

2007 年 1 月 11 日、日本とフランスとの間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」の署名が行われました。改正議定書は、現行条約の内容を部分的に改めるものですが、日仏社会保障協定に関連して、相手国社会保障制度に対して支払われる社会保険料について、就労地国において所得控除を認める措置を相互に導入することとされております。このような条約の規定を受けて、以下のような所得税法上の改正が行われました。

(1) 居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年の所得税にかかわる総所得金額等から控除する(実特法 5 の 2)。

(2) 非居住者が我が国または租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年の所得税にかかわる給与所得の金額または国内源泉所得の金額から除く(実特法 5 の 3)。

上記改正は平成 19 年 4 月 1 日以後に支払う又は控除される保険料について適用されます(法附則 56 )。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

互井 卓郎	03-5251-2413	<a href="mailto:takuro.tagai@jp.pwc.com">takuro.tagai@jp.pwc.com</a>
荒井 優美子	03-5251-2475	<a href="mailto:yumiko.arai@jp.pwc.com">yumiko.arai@jp.pwc.com</a>
ジャック バード	5251-2577	<a href="mailto:jack.bird@jp.pwc.com">jack.bird@jp.pwc.com</a>
アルフレッド ゼンカック	03-5251-2431	<a href="mailto:alfred.zencak@jp.pwc.com">alfred.zencak@jp.pwc.com</a>
ケン レオン	03-5251-2945	<a href="mailto:ken.leong@jp.pwc.com">ken.leong@jp.pwc.com</a>